（処分、申請等に関する経過措置）

第三条　この政令の施行前にこの政令による改正前の高圧ガス保安法施行令（次項において「旧令」という。）第十八条第二項の規定により都道府県知事がした許可等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの政令の施行の際現に同条第二項の規定により都道府県知事に対してされている許可等の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、この政令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後においてこの政令による改正後の高圧ガス保安法施行令（次項において「新令」という。）第十八条第二項の規定により地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）の長が行うこととなる行政事務に係るものは、施行日以後においては、指定都市の長がした処分等の行為又は指定都市の長に対してされた申請等の行為とみなす。

2　この政令の施行前に旧令第十八条第二項の規定により都道府県知事に対し報告、届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないもので、施行日以後新令第十八条第二項の規定により指定都市の長に対して行うべきこととなるものは、施行日以後においては、指定都市の長に対して報告、届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第四条　附則第一条ただし書に規定する改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（登録免許税法施行令の一部改正）

第五条　登録免許税法施行令（昭和四十二年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「（都道府県」の下に「又は指定都市」を、「都道府県知事」の下に「又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項（指定都市の権能）の指定都市の長」を加え、「同項第五号」を「同令第十八条第二項第五号」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一

社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び精神保健福祉士法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十九年七月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百九十九号

社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び精神保健福祉士法施行令の一部を改正する政令

内閣は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第九条第一項（同法第四十条第三項において準用する場合を含む。）及び精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）第九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部改正）

第一条　社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和六十二年政令第四百二号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「七千五百四十円」を「一万五千四百四十円」に改め、同条第二項中「一万三千百四十円」を「一万五千三百円」に改める。

（精神保健福祉士法施行令の一部改正）

第二条　精神保健福祉士法施行令（平成十年政令第五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「一万六千四百円」を「一万七千六百十円」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣　安倍　晋三